

告書などの用紙は送付されませんので、ご留意ください。

◆平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書の提出は不要となりますが、医療費の領収書はご自宅で5年間保存する必要があります。また、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。この医療費通知とは、健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」などです。

*平成29年分から令和元年分までの確定申告については、平成28年分までと同様に、医療費の領収書の添付、または提示す

ることもできます。

◆社会保障・番号制度の状況について、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書には、税務署に提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。なお、e-Taxで送信する場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。また、税務署窓口で確定申告書を提出される際には、本人確認（番号確認及び身元の確認）に時間を要しますので、あらかじめ本人確認書類（マイナンバーカード）（個人番号カード）または通知カード、運転免許証などの写しを事前に用意ください。

国税に関する社会保障・番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】内の「社会保障・番号制度（マイナンバー）」についてをご覧ください。

なお、「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120（95）0178（無料））へお問い合わせください。

*確定申告全般の問い合わせは、青梅税務署

☎22-3185

カット

【東京しごとセンター多摩】

様々な就業支援セミナーなど実施しています。詳細はQRコードを参照ください。



「ちょこっと共済」（東京都市町村民交通災害共済）

— 2月3日から申し込みを開始します —

令和2年度「ちょこっと共済」（東京都市町村民交通災害共済）の加入申し込み方法は、つぎの2通りです。

◎自治会を通じた申し込み

◎役場住民課窓口、古里出張所窓口または臨時受付窓口にて直接個人で申し込み

加入を希望される方は、いずれかの方法で申し込んでください。

なお、加入申込書は2月初旬に自治会を通して各世帯に配布します。また、臨時受付窓口の開設日や会費など詳細については、「広報おきたま2月号」でお知らせします。

*「ちょこっと共済」とは、会員（加入者）が交通事故（人身）にあったとき、その傷害の程度により見舞金を受けられる共済制度で、東京都内の全市町村が共同で運営しています。

*「ちょこっと共済」の加入は強制ではありません。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182

（公式マスコットキャラクター）



ちょころ ちょこ助